

地域マネージャーの設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第46号

地域マネージャーの設置に関する規則の一部を改正する規則

地域マネージャーの設置に関する規則（平成16年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(サービス)</p> <p>第6条 地域マネージャーは、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行すること。</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(サービス)</p> <p>第6条 地域マネージャーは、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(市民文化部市民生活課)